

毒物及び劇物取締法第19条第4項の規定に基づく

行政処分取扱要綱

浜 松 市 保 健 所

毒物及び劇物取締法第19条第4項の規定に基づく行政処分取扱要綱

第1 総則

(趣旨)

- 1 この要綱は、保健所長が毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号。以下「法」という。）第19条第4項の規定に基づき、登録若しくは許可（以下「登録等」という。）の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令（以下これらを「登録等の取消し等の処分」という。）を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

- 2 保健所長は、毒物若しくは劇物の販売業者又は特定毒物研究者（以下「毒物劇物営業者等」という。）について、法又は法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）があったときは、第2の基準に従い、登録等の取消し等の処分を行うものとする。

(処分手続)

- 3 保健所長は、登録等の取消し等の処分をしようとするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定める手続を執るものとする。
 - (1) 登録等の取消しをしようとするとき 聴聞（行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第13条第1項第1号イ）
 - (2) 業務の停止命令及び毒物劇物取扱責任者の変更命令を同時に行おうとするとき 聴聞（行政手続法第13条第1項第1号ニ）
 - (3) 業務の停止命令のみを行おうとするとき 弁明の機会の付与（行政手続法第13条第1項第2号）

(公表基準)

- 4 保健所長は、登録等の取消し等の処分を行ったときは、第3の基準に従い、処分事実の公表を行うものとする。

第2 処分基準

(登録等の取消し)

- 1 保健所長は、毒物劇物営業者等が次のいずれかに該当するときは、その登録等を取り消すものとする。
 - (1) 法第19条第2項の規定により登録を取り消され、又はこの要綱の規定により登録等を取り消された後、再び登録等を受けた場合であって、登録等の取り消しの日から起算して4年以内に、2の(1)又は(2)に該当するに至ったとき。
 - (2) 2の(1)又は(2)に該当する場合であって、過去2年以内に2回、2の規定により業務の停止命令を受けたことがあるとき。
 - (3) (1)又は(2)に該当する場合のほか、別表第1の1から25までに掲げる違反行為

のいずれかに該当する行為を行った場合であって、当該違反行為に係る故意の有無又は過失の程度、当該違反行為の態様、当該違反行為により生じた結果の程度及び過去の違反歴から総合的に判断して登録等を取り消すことが特に必要であると認められるとき。

(業務の停止命令)

2 保健所長は、毒物劇物営業者等が次のいずれかに該当するとき（１の（１）から（３）までに該当するときを除く。）は、別表第２の規定により算出した日数の業務の停止命令を行うものとする。

（１）別表第１の１から３までに掲げる違反行為のいずれかに該当する行為を行ったとき。

（２）別表第１の４から２５までに掲げる違反行為のいずれかに該当する行為を行った場合であって、当該違反行為に係る故意の有無又は過失の程度、当該違反行為の態様及び当該違反行為により生じた結果の程度から総合的に判断して業務の停止命令を行うことが特に必要であると認められるとき。

(加重又は減輕)

3 保健所長は、次に掲げるところにより、登録等の取消し等の処分の加重又は減輕を行うことができる。

（１）１の規定により登録等の取消しを行う場合において、保健所長の指示に従い、当該違反行為に対して速やかに必要な措置を講ずる等情状酌量の余地があると認められるときは、当該処分を５０日間の業務の停止命令に減輕することができる。

（２）２の規定により業務の停止命令を行う場合において、別表第２の規定により算出した日数に別表第３により算出した日数を加算又は減算することができる。

（３）（１）又は（２）の規定によるほか、一の違反行為に対して、この要綱の規定により業務の停止命令を行う以外に薬事に関する法令により不利益処分を行う場合にあつては、別表第２の規定により算出した日数から相当と認める日数を減じることができる。

第３ 公表基準

登録等の取消し等の処分に係る公表は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。

1 次に掲げる場合であつて、社会的影響が大きいと認められるとき。

（１）違反行為により、住民等に健康被害が生じた場合

（２）違法行為により住民等に健康被害が生ずるおそれがある場合

（３）違反行為が毒物又は劇物の乱用助長につながるおそれがある場合

2 次に掲げる場合であつて、特に悪質であると認められるとき。

（１）違反行為が暴利を得ることを目的としたものである場合

（２）被処分者が過去に登録等の取消し等の処分を受けたことがある場合

3 その他特に必要があると認められるとき。

第4 通知等

- 1 保健所長は、登録等の取消し等の処分を行うとき、被処分者への決定通知を様式第1号を参考に行わなければならない。
- 2 保健所長は、業務の停止命令を行ったときは、命令の内容、命令年月日、違反事実の概要その他必要な事項を登録簿に記載し、業務停止期間中は、随時、毒物劇物監視員に立入検査を行わせなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

登録等の取消し等の処分の対象となる違反行為の内容

	適用条文等	違反行為の内容
1	法第15条の3	法第15条の3の規定による回収等の命令に係る違反
2	法第19条第3項	法第19条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令に係る違反
3	法第19条第4項	法第19条第4項の規定による業務の停止命令に係る違反
4	法第3条第3項	販売業の登録に係る違反
5	法第3条の2第1項	特定毒物研究者の許可に係る違反
6	法第3条の2第4項	特定毒物の用途に係る違反
7	法第3条の2第6項から第9項	特定毒物の譲渡に係る違反
8	法第4条の3第1項又は第2項	販売品目の制限に係る違反
9	法第7条第1項	毒物劇物取扱責任者の設置に係る違反
10	法第11条第1項から第4項	毒物又は劇物の取扱いに係る違反
11	法第12条第1項から第3項	毒物又は劇物の表示に係る違反
12	法第13条	農業用劇物の販売等に係る違反
13	法第13条の2	劇物たる家庭用品の販売等に係る違反
14	法第14条第1項又は第2項	毒物又は劇物の譲渡手続に係る違反
15	法第15条第1項又は第2項	毒物又は劇物の交付に係る違反
16	法第15条の2	廃棄の基準に係る違反
17	法第16条第1項又は第2項	法第16条第1項又は第2項の規定に基づく政令に係る違反
18	法第16条の2第1項又は第2項	事故の際の措置に係る違反
19	法第24条の2第1号該当	みだりに摂取し、若しくは吸入し又はこれらの目的で所持することの情を知って法第3条の3に規定する政令で定める物を販売又は授与
20	法第24条の2第2号該当	業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知って法第3条の4に規定する政令で定める物を販売又は授与
21	法第14条第4項	毒物又は劇物の譲渡手続に係る違反
22	法第15条第3項又は第4項	毒物又は劇物の交付等に係る違反
23	法第17条第1項又は第2項	法第17条第1項又は第2項の規定による報告等に係る違反(報告要求に対する未報告若しくは虚偽の報告又は立入等の拒否、妨害若しくは忌避)
24	法第7条第3項	毒物劇物取扱責任者の設置等の届出に係る違反 (未届又は虚偽の届出)
25	法第10条第1項又は第2項	設備の変更等の届出に係る違反(未届又は虚偽の届出)

別表第2

業 務 停 止 基 本 日 数

1 当該違反行為に係る考慮すべき事項について、次表から該当する区分（A～C）を選択する。

区分	考慮すべき事項		
	当該違反行為に係る故意の有無又は過失の程度	当該違反行為の態様	当該違反行為により生じた結果の程度
A	故意であると認められる場合	悪質であり、かつ、社会的な影響があると認められる場合	保健衛生上の重大な危害が生じた場合
B	重大な過失があると認められる場合	悪質である又は社会的な影響があると認められる場合	保健衛生上の危害が生じた場合
C	過失があると認められる場合	その他	その他

2 次の(1)から(4)までの中から、当該違反行為に係る考慮すべき事項の区分の組合せにより業務停止基本日数を決定する。

(1)当該違反行為が別表第1の1から3までのいずれかに該当するとき。

区分の組合せ	業務停止基本日数
Aが3個	30日
Aが2個でBが1個	25日
Aが2個でCが1個/Aが1個でBが2個/A、B、Cが各1個/Bが3個	20日
その他	15日

(2)当該違反行為が別表第1の4から20までのいずれかに該当するとき。

区分の組合せ	業務停止基本日数
Aが3個	25日
Aが2個でBが1個	20日
Aが2個でCが1個/Aが1個でBが2個/A、B、Cが各1個/Bが3個	15日
その他	10日

(3)当該違反行為が別表第1の21から23までのいずれかに該当するとき。

区分の組合せ	業務停止基本日数
Aが3個	20日
Aが2個でBが1個	15日
Aが2個でCが1個/Aが1個でBが2個/A、B、Cが各1個/Bが3個	10日
その他	5日

(4)当該違反行為が別表第1の24又は25のいずれかに該当するとき。

区分の組合せ	業務停止基本日数
Aが3個	15日
Aが2個でBが1個	10日
その他	5日

別表第3

加 重 ・ 減 軽 表

考慮すべき事項		加重又は減輕の割合			
		+20%	+10%	-10%	-20%
従 た る 違 反	1 別表第1の1～25の数	1～20が2個 21～25が2個	1～20が1個 21～25が2個		
	2 別表第1の1～20の数	3個以上	2個		
	3 別表第1の21～25の数	6個以上	4個又は5個		
そ の 他	1 過去5年以内の違反歴等	同一の違反行為による処分あり	処分あり	違反歴なし	
	2 保健衛生上の危害の発生又は発生の防止に対して講じた措置	極めて不適切	不適切	極めて適切	
	3 その他	加重要素あり (+10～+20)		減輕要素あり (-20～-10)	

(注)

- 1 加重又は減輕は、業務停止基本日数に対して行うものとする。
- 2 加重又は減輕が可能な範囲は、業務停止基本日数に対して $-(1/3) \sim +(2/3)$ までとする。(小数点以下は切り捨てとする。)
- 3 業務停止基本日数に対する加重又は減輕の割合は、本表の該当する項目について、それらの加重又は減輕の割合の算術和とし、その算術和の限界は上記2による。(加重又は減輕の割合の算術和から求めた日数について、小数点以下は切り捨てとする。)

様式第1号（業務停止命令の例示）

浜松市指令健総第 号
年 月 日

被処分者住所
被処分者氏名 様

浜松市保健所長

毒物及び劇物取締法第19条第4項の規定に基づく行政処分について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号で〔登録した毒物劇物販売業
許可した特定毒物研究者〕については、毒物及び劇

物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に違反するので、同法第19条第4項

の規定に基づき、下記のとおり〔業務の停止を命じます。
登録（許可）を取り消します。〕

記

1 処分の内容

毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業（登録番号〇第〇号、登録年月日〇〇年〇〇月〇〇日）又は特定毒物研究者（許可番号〇第〇号、許可年月日〇〇年〇〇月〇〇日）の

〔業務の全部停止 〇〇日間
登録（許可）の取消し〕

2 業務停止期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

登録（許可）の取消しの場合、2は省略

3 処分の理由

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

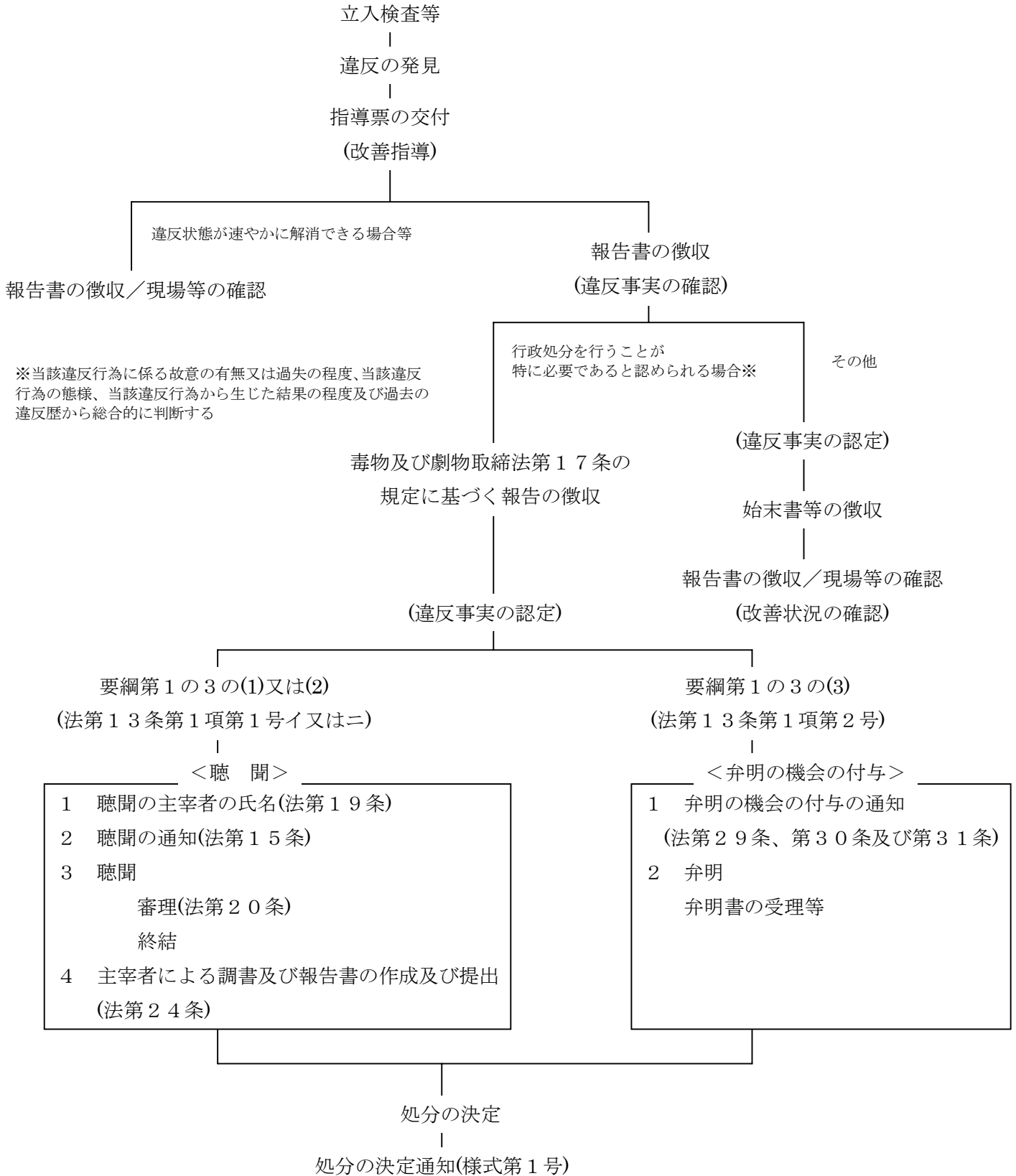
2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政処分手順

(1)毒物劇物販売業者



(注) 法：行政手続法